

山梨県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画

I 広域計画の趣旨

山梨県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画（以下「第2次広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7及び山梨県後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定に基づき、平成19年度に策定された第1次広域計画をうけて策定するものです。

第1次広域計画においては、山梨県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び関係市町村が相互に役割分担を行い、後期高齢者医療に係る総合的かつ計画的な施策を実施するため、連絡調整を図りながら、後期高齢者医療に係る事務を行ってきたところではありますが、第2次広域計画は、第1次広域計画を補完する形で策定するものです。

II 制度の状況等

1 現行制度

後期高齢者医療制度は、平成20年度の当初においては、制度の周知不足等により、被保険者をはじめ市町村から、制度に関する意見等が多数寄せられました。

また、見直しが頻繁に行われて、制度がより複雑となったため、電算システム等の不具合、賦課、支給等のミスが頻発しました。

そのような状況の中、広域連合においては、関係市町村と連携して制度の広報の充実を図りながら、制度への理解を求め、安定した制度の運営に努めてきたところです。

2 新たな制度

後期高齢者医療制度の廃止後の新たな医療制度のあり方については、厚生労働大臣が主宰する、高齢者医療制度改革会議において議論されてきましたが、平成22年12月に改革案の最終とりまとめが公表されました。

最終とりまとめでは、75歳以上の高齢者も現役世代と同じ国民健康保険か被用者保険に加入をすることとし、多くの高齢者が加入する国民健康保険については、第一段階では、75歳以上を都道府県単位の財政運営とし、第二段階において、全年齢での都道府県単位化を図ることとしています。

その他には、高齢者の医療負担は、公費、75歳以上の高齢者の保険料、

74 歳以下の被保険者からの支援金で支えていくことなどが示されています。

また、高齢者医療制度の見直しは、「社会保障・税一体改革」の中で整理することとされておりますが、広域連合としては、今後の国の動向を注視しながら、現行制度が継続されている間は、山梨県及び関係市町村と連携しながら、安定した制度運営を行っていくことを基本とします。

新たな医療制度の移行に当たっては、被保険者等に不安や混乱を与えることなく、公平でわかりやすく、幅広い県民の皆様に納得と信頼が得られる制度となるよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会等を通じて、国に働きかけていくことにしています。

III 広域計画の基本方針

第2次広域計画については、広域連合が後期高齢者医療制度の運営に関し、保険料の決定、賦課の決定、医療の給付等の事務を行うことに当たり、関係市町村の長期計画との整合性を図り、被保険者等の意見を十分に反映しながら、適正な後期高齢者医療の運営を行うための基本方針とします。

IV 広域連合及び市町村が行う事務

広域連合及び市町村は、後期高齢者医療制度の実施に関連して、次の事務を行います。

1 被保険者資格管理に関すること

被保険者資格管理に関しては、被保険者資格の取得、喪失その他の異動に関する届出等の受付事務を市町村で行い処理し、これらの被保険者情報を広域連合へ送付します。

広域連合は、被保険者台帳により被保険者資格情報を管理します。

市町村においても被保険者資格情報を広域連合と共有することにより、事務の適正化を図ります。

2 医療給付に関すること

医療給付に関しては、高額療養費、療養費等の給付申請等の受付事務を市町村で行い処理し、広域連合へ送付します。

広域連合は支給決定を行い、給付実績を一括管理します。

また、レセプトの点検及び保管等については広域連合が行います。

3 保険料の賦課及び徴収に関すること

保険料の賦課は、市町村が保有する課税情報等の提供を受けて、広域連合が行います。

保険料の徴収及び滞納整理は、市町村が行います。

4 保健事業に関すること

保健事業に関しては、広域連合は市町村と協力して、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めます。

5 その他

後期高齢者医療制度に関する住民からの問い合わせ相談及び苦情への対応は、市町村が窓口となり広域連合と緊密に連携して行います。

V 広域計画の期間及び改定に関すること

第2次広域計画の期間は、原則として、平成24年度から平成27年度までの4年間とします。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとします。